

令和5年度 PPP／PFIに関する支援対象の決定について

内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP（Public Private Partnership）／PFI（Private Finance Initiative）を推進しており、地方公共団体等に対し関連する支援を実施しています。

3種類の支援制度について、令和5年3月3日まで募集しておりましたが、このたび支援対象を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

① 地域プラットフォーム形成支援・・・宇都宮市（栃木県）、千葉県、富山県、 岡崎市（愛知県）、奈良県、鹿児島県

地域におけるPPP／PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場（地域プラットフォーム）の立上げや運営を支援します。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施します。

② 優先的検討規程運用支援・・・会津若松市（福島県）、高萩市（茨城県）、 武蔵野市（東京都）、豊川市（愛知県）、江南市（愛知県）、 萩市（山口県）、今治市（愛媛県）、西条市（愛媛県）、 小城市（佐賀県）、出水市（鹿児島県）、

PPP／PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP／PFIにて進捗させる過程を支援します。

③ 高度専門家による課題検討支援・・・大津市（滋賀県）

高度な専門的検討を必要とする公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、公園、公民館等の地域交流や住民同士の学びの場となる身近な施設におけるPPP/PFI事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施します。

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP／PFI推進室） 佃、神田、片岡
TEL：03-6257-1655